

大田市告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年大田市条例第61号）第6条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年12月17日

大田市長 楫野 弘和



1. 指定管理者の名称

鞆の銀蔵株式会社 代表取締役 松浦 隆之

2. 指定管理者として管理を行う公の施設の名称

石見銀山世界遺産センターサテライト施設 鞆館

3. 指定の期間

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで